

基本事件：令和 年（家 ）第 号

調停事件

申立人（基本事件申立人）

相手方（基本事件相手方）

収入
印紙
500円

秘 匿 決 定 申 立 書

令和 年 月 日

金沢家庭裁判所 御中

⑩

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、家事事件手続法38条の2及び民訴法133条1項に基づき、秘匿決定の申立てをする。

申立ての趣旨

上記当事者間の頭書事件について、申立人の住所を秘匿するとの決定を求める。

申立ての理由

よって、申立人は、家事事件手続法38条の2及び民訴法133条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、秘匿の決定をされたく、本申立てをする。

疎明資料